

図 3.2: 変数間の共分散の違いによる財政収支の分布状況

単位は兆円、マークのついた線が共分散ゼロでの試算結果を示す。この場合も平均値はほぼ一致する。共分散の関係を変えても財政収支への影響は今回の例では余り大きくない。

3.2 モンテカルロ・シミュレーションによるリスク分析の結果

3.2.1 財政収支に関する試算例

以上の仮定の下で、各年の財政収支を逐次的に計算する方法により 2060 年までを計算し、3,000 回の試行における分布を整理し、それぞれの年での主要な財政費目について分布の 95%点と 5%点の幅を図示した例が図 3.3 である⁵。これは、2030 年度における厚生年金の給付費と保険料、財政収支をシミュレーションした結果の分布幅を示している。改正制度に基づく財政見通しでは、経済変数は 2009 年以降、つねに想定値で一定であると仮定しているため、2030 年度の給付費は 30.1 兆円、保険料は 40 兆円、収支は 8.7 兆円程度と一意に示されている。しかし、現実の経済においては、それぞれの変数は 2030 年度までの間の毎年においてさまざまに変動する可能性がある。ここで仮定したパラメータの下では、両端 5%の可能性を除いたとしても、給付費が見通しを中心に上下で約 4 兆円、保険料はさらに変動幅が大きく、約 9 兆円の変動幅が見込まれることが示されている。この結果、財政収支では積立金の運用の変動も加わり、50 兆円を超える分布の幅の可能性が考えられる。

こうした値は、分布に関する仮定などのモデルの立て方やパラメータの想定に依存するため、分布点の値自体が幅のあるものであり、解釈には十分な注意が必要であるが、変動規模の相対的な比較や方向性を定量的な目安をもって確認できる点に意味がある。

⁵変数間の相関については、コレスキー分解の手法を用いて上記分散共分散行列となる乱数を設定する。

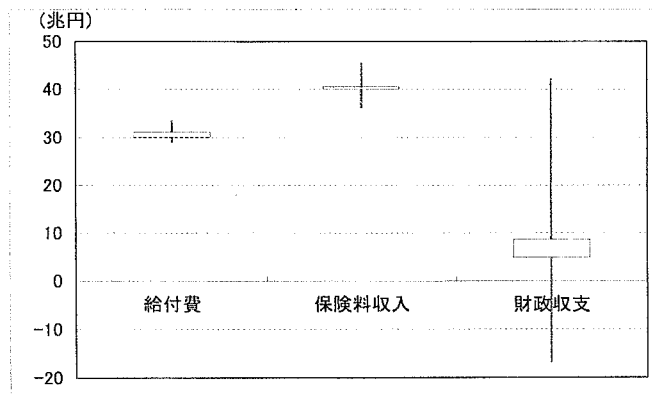


図 3.3: 2030 年度における給付費と保険料、財政収支の分布幅【厚生年金】
 タテ棒の上下が分布の 5%点と 95%点の値を示す。中央にあるボックスの高さは、シミュレーションの平均値と厚生労働省の見通し値に対応する。給付費や保険料収入ではほとんど誤差が生じないが、収支については、前章で説明したバイアスの影響もあり、シミュレーションの平均値の方が見通しより多少小さい値となる。

3.2.2 積立金の運用と投資リスク

厚生年金の財政収支の動向は、収益率の変動に関する見込みによってそのリスクが大きく変わってくる。つぎの表 3.1 は、low volatility のケース（ケース L）、high volatility のケース（ケース H）という代替的な仮定をおき、シミュレーションした結果を 2020 年度、2040 年度、2060 年度の厚生年金・財政収支および積立金の分布として整理したものである。補論 B に示すように二つの異なる運用方針の例としてケース L とケース H を想定してみた。ケース L は、収益率の平均値 1.8%、ボラティリティ 1.4%としているため、シミュレーションでの平均値（収支および積立金）は厚生労働省の財政見通しより小さい値となっている。ケース L を想定した場合には収益率の変動は対数型でモデル化している。他方、ケース H は収益率の平均値 3.2%、ボラティリティ 5.5%のケースである。平均値はほぼ見通しに一致するが、変動幅はきわめて大きい値となる。ケース H は、株式を 20%程度組み込んだ場合の最近の投資実績を仮想計算したデータに基づいて設定した値である⁶。

いま、ケース H を想定した場合の積立金について、その分布をみると、財政見通しでは 2060 年度においても 300 兆円以上が見込まれているのに対し、シミュレーションの 5%点では 2046 年以降マイナスとなるケースが生じ始める。ケース L で

⁶2003 年までの実績をデータとしているため、2005 年から 2006 年にかけての株式市場の動きはとり込んでいない。なお、年金局の資料では基本ポートフォリオの目標収益率 3.37%、標準偏差 5.5%とされている。

も、変動幅は小さくなるものの、平均収益率が下がることから2050年以降5%点ではマイナスの積立金となっている。一方で、巨額の積立金が形成される可能性も存在する。こうした積立金に反映されるリスクの状況を示したものが図3.4の試算結果である。積立金には経済状況の変動に対するバッファの役割も期待されるが、運用方針次第ではその役割に対して磐石ではなくなることが示唆される。

制度の安定性を考えると、賃金上昇率の変動だけでもマクロ経済からの影響が大きいため、運用であえてリスクをとる意味をどのように合理化するのは難しいのではないかと考えられる。最近の実績をみても、積立金の運用成果は株式市場の動向に大きく左右されている。他方、制度の設計は長期の人口動態等をも勘案して行なわれるため、リスクをとる運用がアドホックな制度修正につながりかねないという問題点も考えられる。長期の財政安定を図る観点からは、非市場性の国債運用などリスクを小さくする運用方法が重要な選択肢と考えられる。

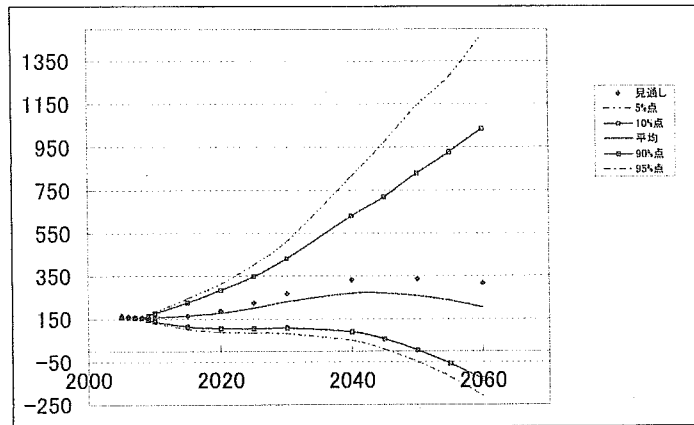


図 3.4: 異なる収益率想定の下での積立金の変動見込み

収益率の変動について、ケースHを仮定。3,000回のシミュレーションの結果の5%、10%、90%、95%分布点を厚生労働省の見通し値とともに示している。単位は兆円。

3.2.3 「マクロ経済スライド」の仕組みと所得代替率

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間（給付水準調整期間）、年金の改定率を抑制することにより行われる。この給付水準調整は、現役世代の減少と高齢者の年金受給期間の増加の二つの観点から行われ、被保険者数の減少と平均余命の伸びの率によりスライド調整率を設定

財政収支（兆円）	ケースL			ケースH		
	2020	2040	2060	2020	2040	2060
90%点	4	1	-5	21	35	40
平均値	1	-3	-11	3	0	-9
10%点	-1	-7	-16	-10	-19	-28
厚生労働省見通し	5.9	3.3	-2.4	5.9	3.3	-2.4
積立金（兆円）						
90%点	170	251	151	284	630	1035
平均値	151	175	6	178	269	202
10%点	133	96	-134	106	90	-132
厚生労働省見通し	186	330	314	186	330	314

表 3.1: 厚生年金・財政収支および積立金の分布と財政見通しの比較

し、スライド調整率に相当する分、年金の改定率を抑制するものである⁷。

具体的には、

スライド調整率＝公的年金の被保険者数の減少率の実績（3年平均）
 ＋平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）
 となる。この式から明らかなように、スライド調整率は、人口学的変数によって決まってくる形となっている。

他方、所得代替率は経済変動、とりわけ賃金上昇率の影響を大きく受けるように見えるが、厚生労働省の定義による「所得代替率」に限っては、必ずしもそうではない点に注意が必要である。所得代替率の定義は、

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額（65歳時点）}}{\text{現役世代（男子）の平均手取り収入（ボーナス込み）}}$$

であるが、これらの額を決定する各項目の2004年度における値は以下の通りであり、いずれも制度変数として固定されている⁸。

- 現役世代（男子）の平均手取り収入：36万円（月額）

⁷なお、今回の改正時の年金水準は、特別措置が行われた3年間の物価水準に据え置かれたままとなっている。2004年の改正には、このかさ上げ分の解消が組み込まれており、賃金や物価が上昇した場合に、年金水準を上げないことにより解消することとなっている。物価スライド特例の解消は、マクロ経済スライドの適用に先行して行うこととされている。すなわち、物価スライドの特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドは発動されない。

⁸ここで、厚生年金の標準的な年金額とは、夫が厚生年金の被保険者であり、妻が国年3号の加入者が想定されている。従って、年金の受給額は、

年金額＝厚生年金の男子被保険者の標準報酬月額を平均標準報酬月額と見なした場合の報酬比例部分＋2人分の基礎年金部分

のフォーミュラにしたがって算出される。また、「現役世代の平均手取り収入」は、
 現役世代の手取り収入＝厚生年金の男子被保険者の標準報酬月額の平均×賞与割合×可処分所得割合

であるが、「標準世帯」とは、世帯平均の「平均」標準報酬月額が厚生年金の男子被保険者の「標準報酬月額の平均額」に等しい夫婦世帯（ボーナスは年間3.6ヶ月分）である。これは、例えば、夫（または妻）が2004年度水準で36.0万円の標準報酬で40年間フルタイムで就労し、妻（または夫）が40年間専業主婦（夫）であるような世帯（夫婦同年齢）が該当する。

- 基礎年金額：80万4200円（年額）
- 報酬比例部分のスライド率：0.98（簡単化のため物価スライド特例水準は考慮しない。）
- 基礎年金のスライド率：0.988
- 報酬比例部分の支給乗率：5.481/1000
- 給与：賞与比を1：0.3

このとき、 T 年度における報酬比例部分の年金額は、厚生年金に40年加入したとして、

$$A(T) = 36.0 \times 0.98 \times s(T; \tau) \times 1.3 \times 5.481/1000 \times 40$$

となる。ここで $s(T; \tau)$ はマクロスライド調整を τ 年度まで続ける場合の T 年度におけるスライド率（2004年度を1とする）である。同様に、 T 年度における基礎年金額 $B(T)$ は、

$$B(T) = 80.42 \times 0.988 \times 1/12 \times s(T; \tau)$$

となる。2004年度を基準とした T 年度のスライド率は、マクロスライド調整を τ 年度まで続けるとすると、

$$s(T; \tau) = \prod_{t=2004}^{\tau-1} (1 + w_t - m_t) \times \prod_{t=\tau}^{T-1} (1 + w_t),$$

ここで w_t は t 年度における可処分所得上昇率、 m_t はマクロスライド調整率である。なお、 w_t は実際には過去3年の平均値を取るが、ここでは簡単化のため t 時点の値とする。厚生年金被保険者（男子）の平均手取り収入（ボーナス込み）は、可処分所得割合を β とすると、

$$C(T) = 36.0 \times \prod_{t=2004}^{T-1} (1 + w_t) \times 1.3 \times \beta$$

となる。

以上の式から、マクロスライド調整を τ 年度まで続けるとした場合の T 年度における各受給者にとっての所得代替率 $\alpha(T; \tau)$ は、

$$\begin{aligned} \alpha(T; \tau) &= \frac{A(T) + 2B(T)}{C(T)} \\ &= \frac{36.0 \times 1.3 \times 0.98 \times \frac{5.481}{1000} \times 40 + 80.42 \times 0.988 \times 2 \times \frac{1}{12}}{36.0 \times 1.3} \times \frac{1}{\beta_T} \times \prod_{t=2004}^{\tau-1} \left(1 - \frac{m_t}{1 + w_t}\right) \\ &= \frac{k}{\beta_T} \times \prod_{t=2004}^{\tau-1} \left(1 - \frac{m_t}{1 + w_t}\right) \end{aligned} \quad (3.4)$$

となる。ここで、 k は定数である。式から分かるように、 T 年度における所得代替率は T 年度の可処分所得割合と τ 年度までの可処分所得上昇率、マクロスライド調整率によって決まる。厚生労働省の試算では、可処分所得割合 β が一定であるため、結局、所得代替率はマクロスライド調整を終了する年度 τ に大きく依存することになる。厚生労働省の見通しでは、スライド調整を 2023 年度まで行うことによりその後 100 年程度の財政は維持可能とされているが、上の式で計算してもこのときの代替率がほぼ 50% となっている。

以上を具体的に示すために、図に可処分所得割合 β_t を 0.84 (2004 年度) で一定と仮定したときの、マクロスライド調整を終了する年度と所得代替率の関係をプロットした。ここで、可処分所得上昇率は 2.1% (平成 29 (2017) 年度までは 1.9%)、マクロスライド調整率は 0.9% としている。 T までの期間における可処分所得上昇率の値を変化させて試算してもそれほど α の値には影響せず、この意味での所得代替率は、必ずしも賃金上昇率に対して高い感度を有しているわけではないようである。

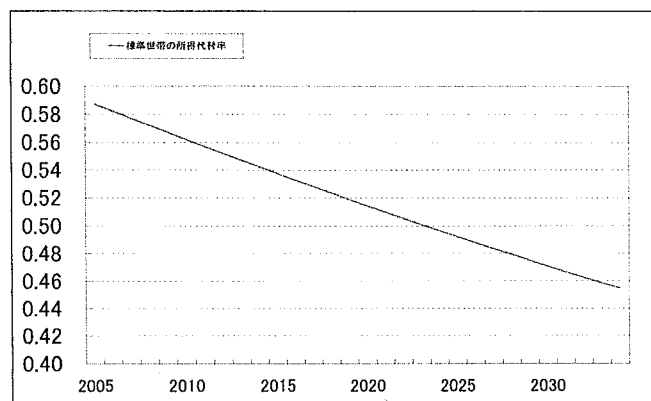


図 3.5: マクロスライド調整の終了年度と所得代替率

可処分所得割合 β_t を 0.84 (2004 年度) で一定と仮定したときの、マクロスライド調整を終了する年度と所得代替率の関係を本文の式に従って計算し、プロットした。ここで、可処分所得上昇率は 2.1% (平成 29 (2017) 年度までは 1.9%)、マクロスライド調整率は 0.9% としている。

マクロスライドがいつ終了するかは、人口見通しと全体の財政収支見通しにおける有限均衡条件によって決まってくるが、全体の財政収支見通しは経済全体の賃金動向にかなりセンシティブである。

3.2.4 分配を決めるマクロ的な所得代替率

上記の所得代替率は、「制度設計基準としての所得代替率」であり、加入者各人への支給額を設定する指標となっている。他方、経済全体を視野に入れた場合に関心もたれる指標は、各時点において現役世代と引退世代への所得配分はどのようなものとなるか、との視点に立った「所得代替率」であり、これは、今後の経済成長のパスに依存する。

いま、賃金上昇率、物価、運用利回りの3変数についてモンテカルロ・シミュレーションを行うとともに、賃金と物価について「見通し」と異なる値を設定し、世代間の所得の相対的な割合を試算した。すなわち、所得代替率を「当該年の新規裁定者の平均年金額／代表的現役世代としての40～44歳階級の平均所得」と定義し、40～44歳段階の平均所得を100とするそれぞれの年の新規裁定年金額の値についてその分布幅を示すと、下記の表のとおりとなる⁹。現在の見通しより賃金の上昇が相対的に低く推移する場合には、結果として現役世代への相対的な配分は低くなり、年金負担の重みは相対的に大きくなる。こうした分配への視点も政策評価には欠かせないと考えられる。

表 3.2: 世代間配分の見通し

対 40～44 歳階級	2010 年	2020 年	2030 年	2040 年	2060 年
95%点	51	47	46	45	45
平均	50	46	44	43	43
5%点	50	45	42	41	41
賃金上昇率 4%, 物価 2% の場合	49	44	40	39	39
見通し (2.1%, 1.0%)	50	46	44	43	43
同 0%, 0% の場合	52	52	52	51	51

(注) シミュレーションのケースは、厚生労働省の見通し値を回帰値とする基本ケース、 $\phi = 0.5$ で、基準とする共分散の関係を仮定している。

将来の現役世代の所得水準を左右する今後の賃金上昇率が低下すると、一般的にはここで定義した「所得代替率」は上昇し、引退世代への配分は相対的に多くなる。表 3.2 の試算においては、2017 年まではいずれのケースにおいてもマクロ経済スライドが適用されることを想定しているが、今後の所得成長によって現在考えているマクロの世代配分の姿からずれが生じ得ることが確認される。したがって、引き続き、各時点における世代間配分の調整に留意してゆくことが欠かせない。

⁹ ここで現役世代の所得から税・社会保険料を控除してある。

第4章 政策シミュレーション

財政収支を改善するためだけであれば、保険料率の引上げや給付額の引下げがもっとも直接的な方策であるが、これはすでに実施の途中にある¹。本章では、(1) 同一世代内の不公平を改善し、(2) 世代間の格差を是正して制度を安定化させる、ことを制度改革の基本的な方向とするとき、現状の基礎年金、将来給付のフォーミュラは与件とした上で、どのような政策の選択肢が考えられるかを検討する。いうまでもなく政策の実行可能性は、政治プロセスや国民の選択に関わる問題であるので、以下の推計はそのための一つの材料として理解されるべきものであり、また、数値は一定の仮定の下での結果であることに注意が必要である。

まず、(1) に関しては、国民年金の未納を解消するとともに、世帯単位への制度設計の見直し（個人単位とする）が必要と考えられる。(2) について、現時点で対処できる方策としては、

- 公的年金課税の強化
- 高額所得受給者への給付制限
- 支給開始年齢の引上げ

などが挙げられよう。

制度の抜本改革案としては、積立方式への移行も考えられる。近年、米国で議論されている改革案の場合には、賦課方式での保険料の一部を個人年金勘定に移し、徐々に積立方式に移行することが提案されている。この場合、移行までの世代が負担するとされる「二重の負担」については、国債発行で対処することとし、長期のファイナンスの問題として処理するとの考え方が議論されている。米国では、すでに1983年改革時に67歳支給開始に変更されている。また、個人勘定等が議論されている年金制度は一定所得以上の被用者対象の制度であるなど、基本的な点で日本とは異なる側面がある。厚生年金の所得比例部分を個人勘定に移し、この部分を積立方式に変更することは一つの案ではあるが、すでに巨額の国債残高の累増に直面している日本では「二重の負担」も国債でファイナンスできるかどうかについて、慎重な検討が必要であろう。

本章では、はじめに世代間格差是正の観点から支給開始年齢の変更および厚生年金保険料水準の上限設定についてシミュレーションを行い、さらに厚生年金の報酬比例部分を観念的な場合も含め、公的制度の対象外とする「民営化」を考える場合にはどのような条件が必要かについて検討する。

¹追加的にあり得るのは、標準報酬月額の上限額の引上げであろう。

4.1 長寿化に対応した支給開始年齢のあり方

現在、厚生年金の報酬比例部分は65歳からの支給開始に向けて移行過程にあり、その完全実施は男子で1961年生まれ以降（2026年）、女子で1966年生まれ以降（2031年）となっている。他方、喫緊の課題の一つは、少子高齢の人口構造が定常化するまでの過渡期における世代間格差の解消である。この問題の解決に向けての選択肢としては、早期に支給開始年齢を変更することが考えられる。

この効果を検証するため、厚生年金報酬比例部分の65歳支給開始への移行を5年前倒して行った場合の財政効果および65歳完全実施後にすべての年金の受給開始年齢を米国並みの67歳にするとどのような収支が見込まれるか、また、世代間公平の改善にどの程度を資することとなるのかについて試算する。

4.1.1 支給開始年齢変更シミュレーション

今回導入されたマクロ経済スライドは、どちらかという賦課方式的な考え方に基づき、給付水準の改訂率を経済全体の負担能力の比率にスライドさせるという方式であるが、制度設計の選択肢としては代表的個人の平均的な（期待）受給期間（平均余命）に直接的にリンクするようなインデックス方式の可能性が考えられる。

特に基礎年金関係では、保険料（率）と給付算定の基本となる金額の設定を除くと、当面の措置で年金財政に実効的な影響を与えられる政策の選択肢は事実上支給開始年齢の変更に限られる。実際、現行制度の骨格が設計された1960年代前半と現在で「勤労期間と引退期間の比率」を比較すると、当時の60歳支給開始は現在の66～67歳支給開始に相当するともいえる状況にある。こうした状況を反映し、本研究では支給開始年齢の変更シミュレーションを行ってみた。

支給開始年齢の変更は、要するに支給額の切下げと受け取られる面もあるが、平均余命が長期化している現状では、生涯支給額でみた場合には必ずしも切下げにはならない。期待給付額をどのように捉えるかに依存する。また、「支給開始基準年齢」として法律上のデフォルトは決めた上で、保険数理的にフェアな水準を選択できるようにすることも可能であろう。支給開始タイミングをインセンティブ化する等の設計も考えられる。こうした措置を織り込めば、個人の選択次第で現在どおりの支給開始時期を選ぶことも可能となる。

特に、ついに人口が減少に転じた日本経済においては、高齢者でも意欲と能力があれば就業できる環境を確保することが重要である。繰下げ支給の制度をうまく使い、年金支給対象世代の労働供給インセンティブに悪影響を及ぼさない形の制度設計を組み合わせれば、より効果的であろう。

4.1.2 厚生年金における支給開始年齢の変更

2004年現在、厚生年金においては、報酬比例部分の給付は65歳支給開始に向けて移行の途上にあり、65歳支給開始となるのは男子で2026年（1961年生まれ）、女子で2031年（1966年生まれ）以降となっている。厚生労働省の資料では、65

歳以降分で負担給付倍率を試算しても、その倍率がほぼ定常化するのは1975年生まれ以降の世代となっているので、世代間格差を緩和するとの観点からは1975年生まれ以前の世代について給付調整を加速することが考えられる。

ここでは、厚生年金報酬比例部分の支給開始時期の65歳への引き上げスケジュールを、(1) 現行の想定より5年前倒しするケース、(2) 5年前倒しに加えて最終的な支給開始年齢を67歳に上げるケース、の二つについてシミュレーションを行い、厚生年金財政への影響を試算してみた。この試算どおりとすると、最終的にはすべての将来世代が影響を受けるが、過渡期においては、いずれも男子の生年では1948年から1960年までの世代が現行制度からの変更の影響を受ける。

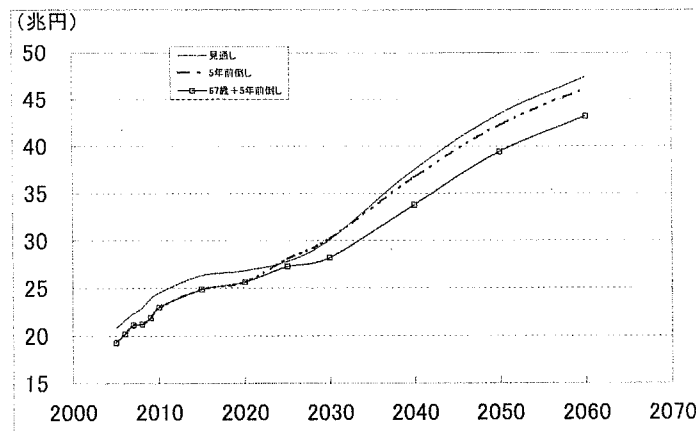


図 4.1: 厚生年金報酬比例給付の支給開始年齢変更：給付費への影響

厚生年金給付費は、5年前倒しによって2040年頃までの間、最大で年間2兆円程度小さくなり、これにケース(2)の引上げ効果が加わると2030年頃以降、年間で3兆円程度を上回る効果が見込まれる(図4.1参照)。

収支への影響は積立金を通じて累積的な効果を有するため、収支で推計した図4.2で見ると相当額が見込まれるため、保険料率の引下げも可能となる。当然のことながら、給付費の減少を早期の保険料率引下げに反映させてゆけば累積分の効果は各家計において生じ、厚生年金財政においては顕在化しない。なお、こうした変更は早く実施するほど世代間の負担の公平化に役立つことも看過されてはならない。このことを「給付・拠出倍率」を一つの指標として検証したものが、図4.3である。試算した「給付・拠出倍率」は、生まれ年ごとの期待給付と過去拠出の額を2005年を現時点とする現在価値で評価し、比率をとった値である。拠出の運用および給付に係る割引率の設定によって値は異ってくるが、ここでは一例として1999年までは4%、2000年以降は財政収支の見直し計算における収益率と同じ値を仮定して試算している。また、雇用主負担分も拠出に含めており、2号被保

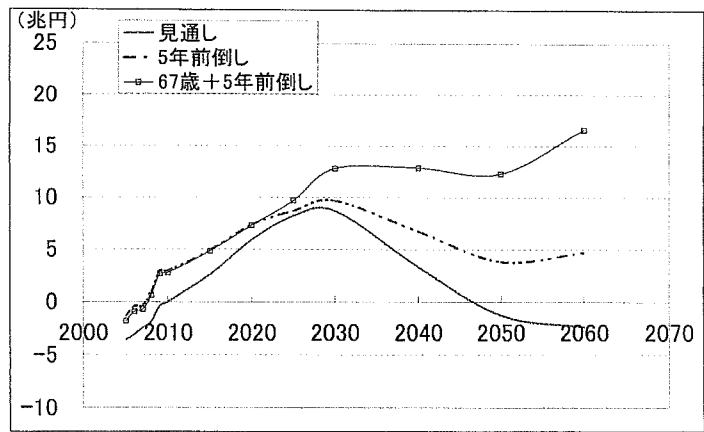


図 4.2: 厚生年金報酬比例給付の支給開始年齢変更：財政収支への影響

(注) 5年前倒しは、例えば、65歳支給開始となるのは現行制度では1961年度生まれ以降の加入者であるところを1956年度生まれからにする等により試算している。67歳への上げは、65歳への前倒し上げ完成後、2年をかけて1歳ずつ上げる方式で算出した。

険者（男子）で同年齢の3号配偶者がいる場合で平均余命はともに85歳と仮定した。したがって、試算値そのものの水準は前提のおき方によって変わってくるが、ここでの関心は生年が異なることによる比率の違いであるので、その動向に着目するものである²。

5年前倒しは、1961年生まれまでとその後の世代の差をなだらかにする。引続いて67歳への上げを行うと、全体のカーブは下方シフトするので、この限りでは世代間格差の緩和にはならない。しかし、図4.2にみられるような財政効果が期待できるため、これを保険料引下げにつなげればカーブの改善も見込みえよう。

4.1.3 国民年金の場合

上記厚生年金の基礎年金部分を含む支給開始年齢変更のシミュレーションを整合的に行うためには、基礎年金全体の支給開始を同じスケジュールで67歳に上げた場合を計算する必要がある。このときの国民年金勘定収支の試算結果は、図4.4のとおりである。

² 今回の試算期間が2060年までであるため、平均余命を85歳とすれば1975年生まれ世代までの試算が可能である。

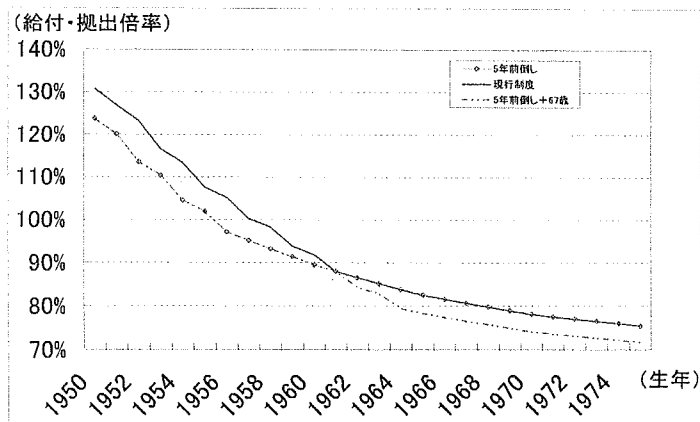


図 4.3: 厚生年金報酬比例給付の支給開始年齢の変更：世代間格差への影響
 試算した「給付・拠出倍率」は、生まれ年ごとの期待給付と過去拠出の額を 2005 年を現時点とする現在価値で評価し、比率をとった値である。

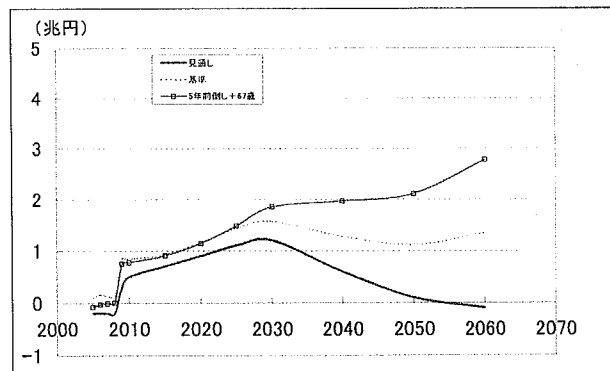


図 4.4: 支給開始年齢変更の国民年金収支への影響

4.2 保険料率の上限設定

最終保険料（率）を決めるという考え方と、その水準である例えば厚生年金の18.3%が適当かどうかは別の問題である。厚生年金には、世帯類型による移転部分（被扶養配偶者のいない2号被保険者が3号被保険者の負担を賄っている点）と基礎年金拠出金に移る時点で基礎年金勘定が納付済み被保険者による完全賦課方式になっていることによる移転部分（1号未納被保険者の存在による負担増）の、少なくとも2点において、同一世代内での所得移転の要素が内在している。厚生年金保険料は目的所得税ともいえるが、完全な単一税率であり、所得移転のメカニズムが組み込まれている現行制度において、果たして最終的に18.3%という水準が受け入れ可能な合理的水準かどうかについては、すでに法定されているとしても、検討の余地がある³。

移転が存在していることは、厚生年金の財政見通しをみると（賦課方式である）基礎年金財政に拠出する割合が高まる傾向にあることから推測できる。今回の厚生労働省の財政再計算見通しでは、報酬比例相当の年金額にあたる給付費が厚生年金勘定の支出合計に占める割合は2005年の0.65から徐々に低下し、2025年に0.61、2050年で0.58となっている。

以上の認識に立って、（1）2010年以降の保険料率をその水準（16.058%）で固定した場合、（2）2005年以降の保険料率をその水準（14.288%）で固定した場合、それぞれが厚生年金財政にどの程度の影響を及ぼすのか、また、世代間不公平の是正にどの程度の効果が見込まれるのかを試算すると、先ほどと同じ給付・拠出倍率でみた場合、例えば、現行保険料率据え置きを直ちに実施すれば、1970年生まれでは、給付・拠出倍率の10%ポイント程度の改善効果が得られることが分かる⁴。図4.6がこの結果を示している。すなわち、給付抑制を早め実施し、その財政収支改善見込み分を当面の保険料率抑制にあてれば、一定の世代間格差の是正が期待される。財政収支については、見通しでは黒字が見込まれている2040年頃まででもほぼ均衡程度にとどまるので、これを賄う明示的な給付面での対処が同時に必要とされることになる。

なお、収支均衡年度を変えると必要保険料率も変わってくる。例えば、支給開始年齢を変更した上で2060年の収支をバランスされる保険料率を求めると、例えば、2030年以降では16%程度と試算される。これらは世代間負担のあり方にも当然影響する。給付の算定式を変更しないという条件の下でも、支給開始年齢と保険料水準の選択には新たな組み合わせの選択の余地があることに留意すべきである。

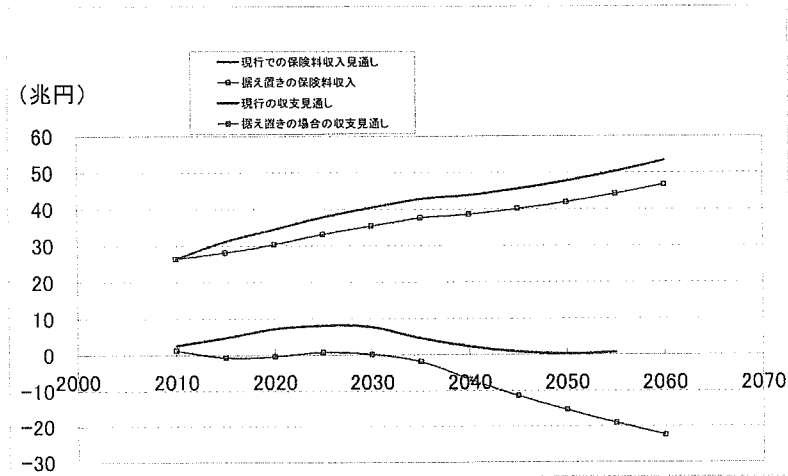
4.3 報酬比例部分の改革

おそらく厚生年金など職域年金の導入当初にイメージされていた制度は積立方式の年金制度であり、経済成長に伴う実質部分についても公的な制度を採用する

³現在の所得税制度の下で比較すれば、平均税率18.3%となる課税所得水準は相当の高額所得階層である。

⁴2004年改正制度では2017年度以降、保険料率は18.3%となる。

図 4.5: 政策シミュレーション：厚生年金勘定



注：単位は、兆円である。上の2本の線が保険料収入を、下の2本が財政収支額を示す。いずれもマーク付の線が保険料率据置ケースの試算を示している。

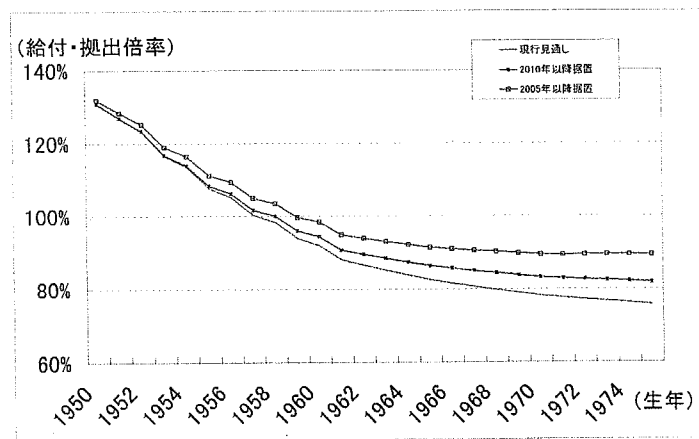


図 4.6: 保険料据置とした場合の生まれ年別給付・拠出倍率の変化

(注) 試算は男子厚生2号被保険者を想定し、同年齢の3号被保険者の配偶者を仮定、平均余命はともに85歳までと仮定している。

ことにより所得保障できるとの考え方であったと思われる⁵。民間貯蓄は規制金利下であり、家計の貯蓄手段も限られていた反面、実質の経済成長率は高かったことから老後の所得保障に対して個々の家計が対応できる範囲にはかなりの程度限界があった。しかし、現在ではこうしたマクロ経済状況は大きく変化している。

報酬比例年金の給付額算定のフォーミュラは、生涯平均収入と加入期間によって決まることとなっている。保険料率は長期の試算に従った場合の制度を維持できる水準という考え方と理解されているが、報酬比例全体の制度がどのように収支をバランスするのかについての明確な原理は示されていない。2004年改正においてもこの点は以前と同様である。

選択肢の一つとして例えば報酬比例年金部分の民営化あるいは個人勘定化を考えてみると、いくつかの深刻な問題が解消される可能性がある⁶。

まず、厚生年金のうち、定額部分つまり基礎年金に相当する部分については、2、3号の被保険者も1号被保険者とまったく同様に扱えば、基本的には現状の制度の骨格を維持できる。基礎年金勘定は、現在の財政制度においても完全賦課方式であり、そのマクロ的な財政見通しは基本的には実効的な拠出者数をいかに確保できるかにかかっている。その他は人口構造要因に依存しているので、被用者年金の2階部分をどのような制度選択とするかの決定には依存しないと考えられる⁷。

第2に、現在の3号被保険者の問題に伴う世帯類型による不公平は自ずと解消されるし、当然に3号被保険者の独自の年金権も成立する⁸。

第3に、前の節でも見たように、現状でもっとも大きい経済変動リスクに直面しているのは厚生年金2階部分であるので、この部分を抜本改革すれば賃金上昇率の変動が制度の基本を左右する事態は小さくなる。他方、所得代替率という概念は成立しなくなるので、ナショナル・ミニマムとして拠出期間に対応した給付設計をどのような水準に選択するかという問題が提起され、これは賦課方式の定額保険料の水準と一体で選択される。その意味で、拠出・給付は直接的に結びつく形となる。

報酬比例部分の民営化に際してもっとも複雑な問題は、適切な経過措置をどのように考えるかという点にある。世代によっていくつかの被保険者グループが考えられるが、第1のグループはすでに25年以上の拠出期間を有しているが受給開

⁵ 厚生年金の所得変動リスクが大きいこと、すなわち予想を上回る実質賃金の上昇が続いたことは、高度成長期にはプラスの方向に作用していたと考えられる。

⁶ 「民営化」については論者によってさまざまな定義、意味づけが与えられているが、ここでは「民間に運営を移管すること」すなわち、公的な強制加入の制度としては最終的には廃止することも含め、広い意味で考えている。

⁷ 報酬比例部分の制度設計を変更しても基礎年金部分や国年勘定には影響しない。これは、各制度が負担する基礎年金拠出金の算定式は、

基礎年金単価×基礎年金受給者数×拠出金按分率

であり、「拠出金按分率」とは国民年金・厚生年金・共済組合の各制度の被保険者数（第3号被保険者については、扶養者である第2号被保険者が加入する被用者年金制度に含まれる）の割合である。上式の中の各項目は、基礎年金額（満額804,200円）、受給者数、被保険者数、スライド率（物価上昇率、賃金上昇率等の経済変数）のみに依存するため、厚生年金の保険料を変更しても基礎年金相当の拠出金額は変わらないので、これが賄える限りにおいて基礎年金勘定に影響を及ぼさず、同様に国民年金勘定にも影響しない。

⁸ 現在の厚生年金保険料が1号被保険者2人分の保険料に達していない家計にとっては負担増が生じる可能性は考えられる。

始とはなっていない世代である。このグループに対しては、経過措置として現行制度を適用することも選択肢の一つとするのか、あるいは、過去の拠出保険料のうち基礎年金相当分を控除し、残額を国債利回り等で現在価値ベースに直して一時金で払い戻す（この場合には、将来の報酬比例給付部分は消滅する）か、あるいは、残額を確定拠出型の個人年金勘定に移し、基礎年金の受給開始時期と同様の時点において交付国債等で払い戻す等の方法をとるのか、など幅広い議論が必要であろう。この場合、個人年金勘定の合計において積立不足が生じることが考えられるが、この部分は別途対処する必要がある。

第2のグループは、25年の拠出期間に達していない被保険者である。基本的には、基礎年金相当分のみを残し、払い済みの保険料については上記第1グループと同様、個人年金勘定に移すことなどが可能性として考えられる。

確定拠出型の個人年金勘定に移す方策を具体的に創出できれば、運用リスクを負う一方で将来給付に係る制度の不安定性から生じるリスクは減少することから、各主体にとっては積立方式に移行したと同様の経済効果と理解することもできる。ただし、「個人年金勘定」といった場合に、どこまで財産権を認めるか等によって実態は異なってくることに注意が必要である⁹。

以下で厚生年金所得比例部分の抜本改革の条件について、試算を行いつつ、検討する。

報酬比例部分の改革に関する試算結果

政策シミュレーションの内容は、「2010年より、厚生年金の報酬比例部分を別運用とし、全国民共通の基礎年金のみを維持する」ことを想定する。すなわち、所得比例部分を別の運用とするとしても、国民共通の基礎年金は残すこととする。問題を単純化して整理するため、2010年時点での既裁定者と以後の新規裁定者を分けて考える。具体的には、以下を想定する。

1. 2010年時点での既裁定者については、現行制度が想定しているとおりに従来の報酬比例給付を継続する。
2. 2010年時点で60歳未満の被保険者については、(1)基礎年金には引き続き、加入することとする。このため、2号被保険者は本人分および扶養3号被保険者の国民年金保険料を納付する、(2)給付においては、過去から基礎年金のみに加入していたと仮想し、2011年以降の給付（基礎年金相当額）を計算する。
3. 2010年において60歳未満の被保険者がこれまで納付した保険料のうち、上記2の想定の下で納付すべきであった各年の国民年金保険料を上回る額については、これを所得比例給付相当の拠出済み額として別に現在価値額を計算し、その処理を検討する。

⁹米国で提案されている個人勘定においては、中途引き出しは認めない、財産権ではないが引き出しの時点で終身年金化し、終身年金化しなかった個人勘定の残額は相続できる等がイメージされているようである。この点では、民営化のほうが分かりやすいともいえる。

はじめに、上記1を継続するための費用である、2010年度時点での既裁定（2010年度において61歳以上）受給者に対する将来給付費の現在価値（2010年価格）を試算する。これは、割引率によって多少異なるものの、300兆円前後が見込まれる¹⁰。他方、2009年度末時点での見込み積立金額は154.3兆円であるので、現在の制度では2010年時点の所得比例にかかる既裁定分すら積立金でまかなえない設計にあることが改めて確認される。

表 4.1: 既裁定2階部分の給付費見込み（2010年で評価した現在価値）

	ケース1	ケース2	ケース3
割引率	3.2%	2%	1%
除く基礎年金部分	274.5兆円	304.3兆円	333.9兆円

(注) 2009年度末の積立金見込み額は、厚生労働省の見通しで154.3兆円である。本文で記述している試算の前提による。

つぎに、裁定前の被保険者の払い込み保険料の現在価値を考える。2010年において60歳未満の被保険者がこれまで納付した保険料のうち、各年の国民年金保険料を上回る額について試算すると、2009年度までの支払い保険料から基礎年金保険料相当分を控除した額は、国債並みの運用を行ったと仮定して評価した場合の現在価値で300兆円程度となる。表4.2には、世代別にその額を示してある¹¹。

表 4.2: 厚生年金払込保険料の現在価値（2010年価格）

年齢階級	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59
1人当たり(千円)	558	2,111	4,685	8,131	11,934	15,553	19,130	23,191
被保険者数(千人)	2,769	4,707	4,489	3,645	3,367	3,335	4,049	3,244
合計(兆円)	1.5	9.9	21.0	29.6	40.2	51.9	77.5	75.2

(注) 60～64歳の繰り上げ受給者について、同様に計算すると約56兆円となり、これを含めた合計は約360兆円となる。試算にあたっては、本文で記述している前提をおいていることに注意が必要である。

厚生労働省は、厚生年金全体を民営化し、積立方式で運営するとした場合の「二重の負担額」（将来期間に対応する積立保険料と過去期間に係る給付のうち現有積立金や国庫負担で賄われない部分、と定義されている）は、改正後の2004年度末で評価した試算値で約420兆円であるとしている。同じ資料に基づき、二階部分についてみると、過去期間にかかる二階部分の給付現価が430兆円、将来期間分

¹⁰2010年度において61歳以上の厚生年金被保険者の給付費全体の見込みから、基礎年金部分を控除した場合の金額である。遺族年金および通老年金部分の給付費は、報酬比例部分給付費の一定割合（0.3および0.139）として含まれる。

¹¹試算にあたっては、各年齢階級における代表年齢（中央値（62歳、57歳、52歳、…））の人の過去の支払い保険料履歴を給与行列から抽出（給与は5歳階級の値）し、90年まで6%、以降4%の想定運用利回りを用いて現在価値を求めている。

が600兆円となっている。これに対応する財源は、分けては示されていない。厚生年金の積立金の性格が曖昧であるため、その位置づけによってこうした試算は大きく左右されざるを得ない状況にあるが、いずれにしても慎重な経過措置の検討が必要とされよう。

なお、報酬比例部分の改革以降、2010年時点で65歳未満の被保険者を対象とした新勘定をつぎのように定義し、念のため、その推移を試算すると、2010年から2040年ごろまでは若干の黒字基調（2030年ごろまでは年間2～3兆円弱の黒字）で推移し、その後、赤字に転化するが、2060年まででみると赤字幅は1兆円台を超えない。ここで、

新勘定の収支 = 国民年金保険料額相当の保険料－基礎年金拠出金＋国庫負担
としている。

第5章 年金制度の安定化に向けて

5.1 確定給付年金の意義と制度変更リスク負担

5.1.1 家計にとっての確定給付年金の意義

世界的に進展する少子高齢化や政府の関与を縮小しようとする民営化の流れを背景に、公的年金、私的年金を通して確定給付型から確定拠出型の割合が高まる大きな流れがある。確定拠出型の年金には、そもそも投資成果の不確実性が伴うが、さらにそうした年金を民間の主体が運営している場合にはデフォルトリスクも考えられる。

現在、公的年金制度が提供している給付は、こうした給付金額や不払いの可能性に係る不確実性のないものとなっており、一般的にはリスク回避的と考えられる家計が引退後の生活設計を考える上できわめて重要な経済手段と位置づけられる。経済的な現在価値の評価を考える際には、確実なキャッシュフローは、不確実なキャッシュフローより高く評価される。したがって、現在のような政府による確定給付の約束額は、民間による同額の約束額よりかなり価値が高い。政府が運営する年金において、デフォルト・リスクが回避されていることの価値は、民間運営保険に対して政府が保証を提供しているとみなすことにより計算できる。

5.1.2 制度変更リスクの負担

政府が運営する確定給付型年金に考えられる不確実性は、制度の変更が行われ、期待していた給付額が得られなくなる可能性である。こうした制度変更リスクについて、これまでの制度変更の際の取り扱いをみると、第1の大きな原則は、すでに受給要件を満たし、受給を開始している既裁定者に対しては、制度変更の影響は及ばないとする考え方である。すなわち、受給開始後の制度変更リスクは政府が負担し、これをつきつめればその時点での被保険者である後世代の加入者が負担していることになる。第2に、制度変更時にはかなり長期にわたる経過期間が設けられ、制度の激変が緩和されている。制度の変更は、制度発足の初期に行われた給付改善先行の時期を除けば、基本的には拠出者負担を高める形で行われてきている。したがって、どの時点で評価するかは差はあるにせよ、それぞれの時点でみれば、第1の原則ともあいまってより後に位置する世代の被保険者に負担の繰り延べが行われてきているわけだ。

公的年金制度が社会的な移転の制度である以上、例えば賦課方式の年金制度がつねに正の収益率で運営されるような人口構造上の条件と経済的な条件が整っている場合などの特別な場合以外は、世代間での負担のやりとりが生じる。時間の

経過を無視すれば、制度の変更が予見できない事情から生じると考えられる場合には、その変更リスクは平等に負担されるようにも考えられる。しかし、現実の時間軸の下では、人口の少子高齢化と年金財政の賦課方式化の進展の下で、既得権を優先する政策を続ける限り、制度変更に伴う給付額や保険料変更のリスクは結局は変更時点から見て後世代の人々が負うこととなる。

こうした意味合いとなるのは、現状では既得権には制度変更の効果は及ぼさない、という考え方が堅持されているためである。制度変更リスクについても世代による負担の不均衡が生じる現状を変えてゆくためには、既裁定者に対してもある程度の実質的な負担を求める方向を検討すべき時期に来ているのではないかと考えられる。

5.2 リスクの管理と年金制度の安定化に向けて

これまで見てきたとおり、すでに大きな仕組みとなり、巨額の過去勤務債務をかかえている現行制度の見直しは複雑かつ困難なパズルである。2005年度の研究では、財政収支モデルを拡充し、モンテカルロ・シミュレーションに基づくリスク分析を進め、同時に、現状で看過できない問題となっている世代内、世代間の格差解消に向けて今後30～40年程度の間にとり得る方策を検討してきた。検討にあたって、すでに国庫負担が行われており、賦課方式として20年の歴史を持つ基礎年金については、一応所与としてその現状での存続を前提としている。この点に異論もあろうが、財政運営のリスクも大きく、また、現状のままでは高負担への動きを加速せざるを得ない厚生年金所得比例部分の改革を中心的な検討課題とした。

期待受給期間の長さは年金財政に大きな短期的影響をもたらす。このため、死亡率の動向による平均余命が見通しどおりの所与の値とすれば、期待受給期間を左右できる変数は支給開始年齢となる。現在、支給開始年齢は引上げ途上にあるため、現実的な政策余地は限られるが、特に厚生年金報酬比例部分の引上げペースの変更や将来的な引上げ措置の財政効果を検討した。この場合、直ちに一定の財政効果が期待できるが、現行の引上げペースから5年前倒しすると2030年以降の財政を大きく改善する。これを将来の保険料率引下げに回せば、後世代の負担改善に資すると見込まれる。雇用期間との関連では、繰り上げ、繰り下げ支給の活用によって各経済主体がその選択を最適化できるよう、きめ細かい設計が望ましい。内在的なフィードバック・ルールの可能性としては、長寿化に伴う各個人の総期待受給額のコントロール、すなわち、期待受給期間を基準とした支給開始年齢設定のルールなど、分かりやすく、実際的な仕組みの導入が有効と考えられる。

世代間および配偶者の扱いに関連した同一世代内の格差を解消する原理的な方策は積立方式への移行、あるいは、積立方式を念頭に置いた個人年金勘定への移行である。仮に2010年を初期値として試算すると、まず既裁定部分の現在価値が当該時点での積立金で不足する部分についての対策が必要となる。将来期間を考えると問題はさらに深刻な二重の負担の問題となるので、巨額の国債累増に直面